人権に関する相談機関の連携強化

資料1-3

目的

◆各相談機関が「人権相談」に対応できる連携体制を強化
◆連携体制の強化により、差別を解消し、県民一人ひとりが尊重し合う社会づくりに貢献

人権尊重の社会づくり協議会

●重要事項の調査協議

新 差別事象検討部会
（原因や背景の分析、対応策や効果的な啓発の検討）

諮問 ／ 意見具申

高知地方法務局

R4人権相談1,666件

●被害者への救済措置
（援助、調整、説示・勧告、要請、通告、告発、啓発）

連携

県（身近な人権課題の関係課）

R4人権・男女共同参画課人権相談15件

●協議会への諮問
●法務局及び人権啓発センターへのつなぎ役

連携

人権啓発センター

R4人権相談53件

●研修講師の派遣
●人権啓発図書、DVDの貸出
●講演会、セミナーの開催

連携

人権に関する相談 ／ フィードバック

連携

人権に関する相談

人権に関する相談

人権に関する相談

専門窓口

県福祉保健所、高齢者・障害者権利擁護センター
R4HIV相談63件　R4相談494件(高齢者434件＋障害者60件)

中央・幡多児童相談所、女性相談支援センター
R4相談1,793件(中央1,543件＋幡多250件)　R4相談1,121件

ソーレ、外国人生活相談センター
R4相談1,951件　R4相談423件

NPOこうち被害者支援センター　など
R4相談761件

各種相談 ／ フィードバック

相談者、市町村（役場・隣保館）

R4人権相談9市町村98件　R4相談9,912件(うち人権相談42件)